

平成30年度第1回 船橋市行財政改革推進会議

# 都市公園について

~指定管理者制度導入に向けた検討~

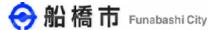
平成30年7月23日 都市整備部 公園緑地課

## 【船橋市の都市公園】

### 船橋市の都市公園について

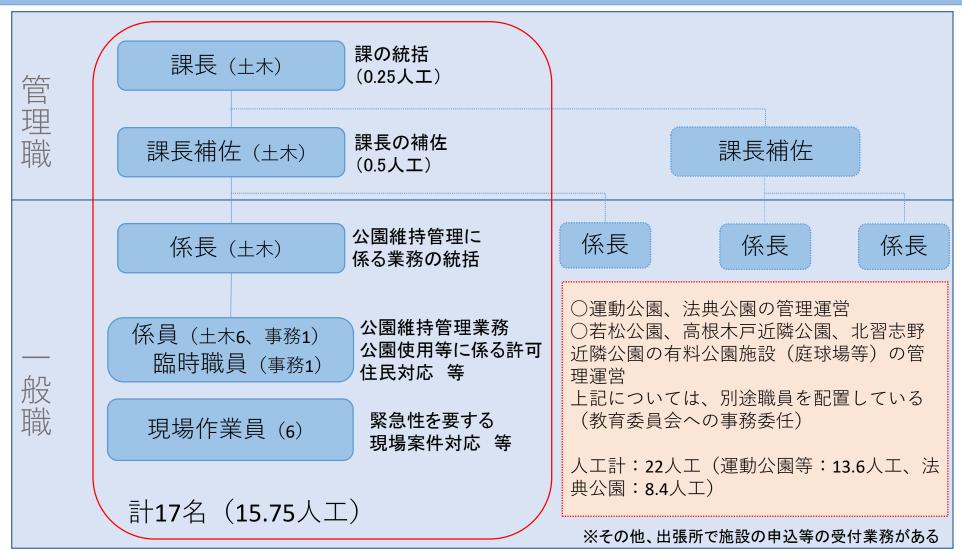
公園種別と公園数 (H30.3.31現在)(※1)		運動施設	維持管理費等(※2)		
			H28	H29	Н30
運動公園(1)		庭球場、野球場、体育館、陸上 競技場、弓道場、プール	約1.5億	約2.8億	約3.0億
総合公園(3)	アンデルセン	- (有料公園)	指定管理者による維持管理		
	三番瀬	庭球場、野球場	(都市公園外)		
	行田	_	県による維持管理		
地区公園(2)	法典	庭球場、球技場、集会場			
	若松	庭球場、野球場			
近隣公園 (11)	高根木戸	庭球場			
	北習志野	庭球場	約7.4億	約7.6億	約8.2億
	その他				(※3)
街区公園(563)		_			
都市緑地等(130)					
合計 (710)			約8.9億	約10.4億	約11.2億

- ※1 広場・グリーンスポットなどの都市公園外の公園を含めると、市内には984箇所の公園がある。
- ※2 日常の維持管理に必要な経費(予算額)を計上している。
- ※3 開発帰属により街区公園が毎年増えていることなどから、維持管理費は増加傾向にある。



## 【船橋市の都市公園と運動施設の管理方法について】

### 管理運営に係る職員配置





# 【運動施設の稼働率等について】

### 公園内運動施設の稼働率一覧

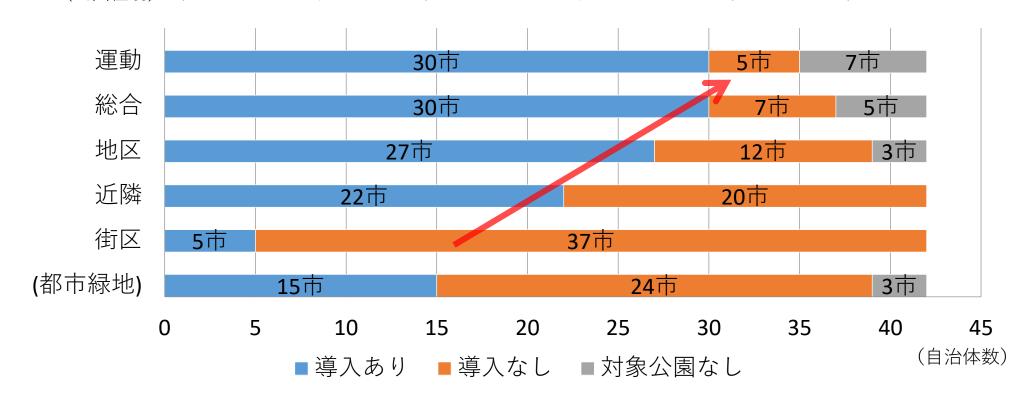
公園種別		稼働率(H29)	収入見込額(千円、H29予算)	
	庭球場	95%	4,950	
	野球場	64%	1,800	
	体育館	92%	9,576	
運動公園	陸上競技場	_	960	
	弓道場	_	468	
	プール	_	54,981	
	合計		72,735	
	庭球場	90%	14,433	
  法典公園	球技場	74%	1,092	
/A無 A 图	集会場	15%	1,164	
	合計		16,689	
	庭球場	74%	940	
若松公園	野球場	32%	380	
	合計		1,320	
高根木戸近隣公園	庭球場	94%	1,369	
北習志野近隣公園	庭球場	98%	3,052	

## 【中核市・近隣市の状況について】

他市の状況一覧(公園の種別による導入状況)

中核市・近隣市の指定管理者導入状況

(公園種別) (H30.7現在、42市(中核市35市、近隣市7市)の状況)



※都市緑地においては、運動施設のある緑地に他市は指定管理者を導入しており、船橋市の緑地とは形態が異なる 指定管理導入期間・適正な管理運営手法等については現在調査中



# 【指定管理者制度を導入した場合のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
職員配置	○一定の職員数の削減が可能	●法の規定により市が行う必要のある事務 も残る
施設管理	○日常的な維持管理に関し、迅速な対 応が可能	●老朽化した施設が多く、修繕等に関して 適切なリスク分担の設定が必要
サービス	○民間事業者のノウハウを生かした質 の高いサービス提供が期待できる	
経費	○民間事業者のノウハウを生かした効 率的な管理運営により経費の低減を図 ることが期待できる	●小規模な公園では、既に複数箇所を一括 で維持管理業務を発注しており、効果があ るか検証が必要
その他	○時代の変化に対応した新たな事業の 実施や運営方法の採用など、民間事業 者のノウハウを生かした柔軟な運営が 実施可能	●小規模な公園では自治会等に清掃委託をしている場所も多く、住民は愛着を感じている。指定管理を導入することで公園への愛着が薄くなる可能性がある ●導入規模によっては、公園管理に関するノウハウの継承が困難となる可能性がある



## 【本市の都市公園における指定管理者制度導入に向けて(課題①)】

課題	内容
導入する都市公園の選定	700箇所以上ある都市公園の中からどの公園を対象とするか、また単一の公園を対象とするのか複数の公園を組み合わせて対象とするのか、各施設の特性・類似事例・市場性等を踏まえた総合的な検討が必要である。
指定管理の範囲	運動施設などの有料施設を含む都市公園の場合、公園全体を範囲とするのか、有料施設のみを範囲とするのか、各施設の特性・類似事例・市場性等を踏まえた総合的な検討が必要である。
施設の老朽化	開設から相当の年月が経つ公園も多く、近い将来大規模な修繕等を 行わなければならない施設も多いことから、どのような取扱いとす べきか検討が必要である。
指定管理の担い手の把握	民間事業者から見て指定管理者制度を導入でき得る施設なのか、市 場性の把握が必要である。



## 【本市の都市公園における指定管理者制度導入に向けて(課題②)】

課題	内容
地元自治会などとの関係	街区公園などの地元住民が日常利用するような公園については、地元自治会が清掃業務を担い、地域の公園として管理いただいている事例も多い。このような関係も踏まえた検討が必要である。
小規模公園への導入	他市では、街区公園などの小規模かつ有料施設がない公園における 導入事例は少数であった。また導入事例においても、通常の維持管 理委託と内容が大きく変わらない傾向が見受けられることから、導 入による効果があるのか、またどのような条件であれば効果が上が るのか精査が必要である。
使用料・手数料の精査・ 見直しとの関連	行財政改革推進会議における意見書の提言項目である使用料・手数料の精査・見直しについて、指定管理受託者のインセンティブに大きな影響を及ぼす可能性があることから、内容・時期等について十分確認し検討を進める必要がある。



### 【本市の都市公園における指定管理者制度導入に向けて(今後について)】

今後の検討の流れ

#### 庁内検討

- ・ 各種課題の整理
- ・他自治体事例の分析
- ・導入効果の検証

#### 外部評価

・民間事業者から見た、指定管理者制度等の導入可能性、課題の把握(例:サウンディング型市場調査(※))

### 指定管理者制度の導入方向性の決定

#### ※サウンディング型市場調査

公的不動産の利活用や、公共事業への民間活力の導入等の事業を実施する際に、<u>事業発案段階や事業化段階において、事業内容等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の</u>検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。